

千鳥の杜学園における「風水害発生時に臨時休業とする際の判断基準等」について

令和5年7月現在

学園名	時 間	周 知 方 法	判 断 指 標	(詳 細)
千鳥の杜学園	6:00決定、6:30までに周知	<ul style="list-style-type: none"> ・すくーるメール ・学校ホームページ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警報の状況・見通し 2. 登校中の生徒の安全確保 3. 校区内の様子 4. 校舎の状況 5. 教職員の出勤状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から警戒レベル4が発令され、松江市が「避難指示」を出した場合 ・気象予報から警報が出されて回復の見込みがない、同じ状況が続く見込みの場合 ・大雨、雷雨、積雪等で通学路が冠水するなどして安全に登校することが著しく困難な場合 ・川の氾濫やがけ崩れ、道路事情などで登校が著しく遅れる生徒が多数いると予想される場合 ・校舎に危険個所が発生し、生徒の安全が確保できない場合 ・出勤が困難な教職員が複数おり、生徒の対応が十分にできない場合

※ 校種、学校によって判断が異なる場合があります。